

『天津同文書院中學章程』について

車道図書館 成田昭男

一九二一年（大正十年）、東亜同文会が中国天津に天津同文書院を、翌年漢口にて漢口同文書院を設立した。それはかの地に中国人子弟の教育機関の設立を求め、一九一八年（大正七年）帝国議会で提出された「支那人教育ノ施設ニ関スル建議案」にもとづく教育事業であった。

その学校の資料を、今年インターネット古書店より、偶然にも個人的に入手できた。それは『天津同文書院中學章程』といい、表紙には書名、その横に「范源廉題」との表記がある。裏表紙の記載は、天津南門外海光寺橋南徐胡園村／天津同文書院／電話三八八五號。出版年の記載はないがおそらく設立年の一九二一年と思われる。言語は中国語、縦書き十二頁の小冊子。

さっそく最近利用を覚えたばかりのアジア歴史資料センター（2001年開設の電子資料センター）の閲覧サイトで、「天津同文書院」のキーワード検索をしてみると、表紙に同じ范源廉題のある『天津同文書院中學章程』が閲覧できた（Ref.B05015332000）。また単に同じ書名のもの（外務省、已號用紙にタイプ打?）も閲覧できた。ただし、それは第五条、第八条、第十七条に異同があり、英語の教授時数が $4+4+7+7=22$ となっている。また手書きの大正十三年十月末現在「職員及俸給」表の人物にも異同がある。なお范源廉は民国の教育総長、北京師範大学学長を歴任した人物である。彼の氏名の表記が范源濂とされている資料もある。

以下、該書を翻訳し参考資料として供したい。

天津同文書院中學章程（翻訳）

- 第 一 条 本院は中華民國中學令にもとづき、普通教育を完成して健全なる国民の養成を目的とする。
(注)
- 第 二 条 本院は中学本科および中学実科を設ける。
修業年限は四年とする。ただし実科は学生の卒業後の生計を考え、商業において必須である知識、技能を特に授与する。
- 第二章 職 員
- 第 三 条 本院は名誉院長より以下の職員における校務の分掌は左のごとくである。
(甲) 監 督 院内の一切の事務を統轄する。
(乙) 教務主任 院長および監督の意を受け、教務に関する一切の事務を統轄する。
(丙) 庶務主任 院長および監督の意を受け、全院の庶務を統轄する。
(丁) 教 員 院長および監督の意を受け、また教務主任の指揮のもと、学科の教授および学生の教育指導の事務を分担する。
(戊) 学 監 院長および監督の意を受け、また教務主任の指揮のもと、訓育上の一切の事務を司る。
(巳) 舍 監 院長および監督の意を受け、また教務主任および学監の指揮のもと、寄宿舎の事務を管理する。
(庚) 事 務 員 監督、教務主任あるいは庶務主任の指揮を受け、会計・庶務の事務を分担する。
- 第 四 条 本院は参議委員会を設け、内外の名士を会員として招き、本院の重要事項に関して相談する。
- 第三章 学科課程および教授時数
- 第 五 条 本科および実科学科課程、教授時数は左のごとくである。

	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
修身	一	一	一	一
国文	七	七	五	五
日語	五	五	四	四
英語	六	六	七	七
数学	五	五	本科 実科 五 四	本科 実科 五 四
歴史	二	二	二	本科 実科 二 一
地理	二	二	二	本科 実科 二 一
博物	三	三		
物理			三	二
化学			二	二
商業				実科 三
簿記			実科 二	実科 二
図画	一	一	一	一
体操	三	三	三	三
合計	三五	三五	本科三五 実科三六	本科三四 実科三六

注意 必要によって各学年の教授時数は一時数あるいは二時数を加えることができる。

第四章 学年、学期、休業日

第 六 条 学年は八月一日から翌年の七月三十一日までとする。

第 七 条 一学年を三学期とする。

第一学期 八月一日から十二月三十一日

第二学期 一月一日から三月三十一日

第三学期 四月一日から七月三十一日

第 八 条 休業日は左記の通りとする。

一、国 慶 日 十月十日

二、共和記念日 二月十二日

三、孔子生誕日 陰曆八月二十七日

四、節 日 陰曆元旦、端午、中秋、冬至の日

五、日 曜 日

六、春 休 み 四月一日から七日

七、夏 休 み 七月一日から八月二十日

八、本院記念日 十月一日

九、正月休み 十二月三十日から一月三日

十、冬 休 み 陰曆一月一日から一月十五日

第五章 入学および退学

第 九 条 第一学年の入学資格は、身体健全、品行端正であり、高等小学校卒業あるいは年齢が十三歳以上にて同等の学力を有するもの。

第 十 条 学生に欠員があるときは、資格相当者をもって補充し、入学試験を実施する。

第 十 一 条 入学志願するものは、入学願書に最近撮影した写真一枚をそえ本院に提出する。

(附) 入 学 願 書

姓名、年齢、生年月日、本籍、家族構成、現住所、経歴、志願学年、卒業後の志願（進路）、入学年月日

第 十 二 条 入学試験の時期および応募学生の種別については、適時に本院より公布する。

第 十 三 条 入学許可を得たものは、確かな保証人が作った保証書を提出し、本院はそれを保存する。

保 証 書

保 証 人：姓名印／住所／職業

保証事項：甲： 学生 入本院 科第 学年級 理由なく退学あるいは他の学校へ受験のため中途退学する場合は、賠償を納め、院の公費とする。

：乙： やむを得ない事故のため退学あるいは転学しなければならない場合は、保証人の申し出により、事由なき退学に準じこれを審査し許可する。

：丙： 学生は納めるべき費用を滞納している場合は、保証人はこれに責任を負う。

第六章 保 証 人

第 十 四 条 保証人は、学生の父兄、親族および関係人で、天津にて正当な職業者であることを資格とする。ただし、特別に院長の許可を得たものはこの限りではない。

第十五条 本院より保証人に照会がある場合は、すみやかに回答するかあるいは通知で指定した日時に来院すること。

第十六条 保証人が住所変更あるいは旅行する場合は、文書にて本院に届け出ること。なお必要な場合は代理人を推挙すること。

第七章 費用

第十七条 学生は各学期の始業より五日以内に、左記の各項目の費用の三分の一を納付する。

- (甲) 学 費 全年二十四元
- (乙) 宿 費 全年十二元
- (丙) 実験費 全年四元
- (丁) 膳 費 全年五十元 (余りは返し、不足は補う)
- (戊) 雑 費 全年三元

第八章 試験

第十八条 試験は、平時試験、学期試験、学年試験とにわけ、それぞれが左のごとくである。

甲、平時試験は約一月に一度、授業時間におこなう。

乙、学期試験は第一、第二の両学期末に、それぞれの学期で授業した科目にて試験をおこなう。

丙、学年試験は学年末に、その学年で教授した科目にて試験をおこなう。

第十九条 試験各学科の成績は百点を満点とするが、一学科が若干の科目に分かれているものは、若干の学科の点数を合算する。

第二十条 学期の成績は平時試験と学期試験の両成績の平均点数にてこれを定め、学年成績は第三学期の成績と第一、第二両学期の成績の平均点数にてこれを定める。

第二十一条 学年の成績の総平均点数六十点を満たし、各科目の点数が四十点以上で、品行点数が六十点以上のもは進級とし、それに達しないものは留年とする。

第二十二条 学期、学年の成績評定は、甲乙丙丁の四つに区分し、保証人に通知する。八十点以上を甲、七十点以上を乙、六十点以上を丙とし、六十点に満たないものを丁とする。

第二十三条 病気あるいはやむを得ざる事故により、学年試験を欠席したものには追試験を認める。ただし、もとより学業優良、品行端正のものは、その平時試験の成績に準じて進級を認めるものとする。

第二十四条 学期試験を欠席したものは、すべて追試験を認めない。ただしやむを得ない事情のあるものは、平時試験の点数の八割を学期の成績とする。平時試験をも欠席している場合は、前学期の当該学科の得点の八割を本学期の成績とする。

第二十五条 第一、第二、第三学年の学年試験を合格したのものには修業証書を授与し、第四学年の学年試験に合格したのものには卒業証書を授与する。

第九章 生徒心得

第二十六条 在校学生は本校規則を遵守し、師長(教師)の訓戒、言行の指導に対し誠実・真摯であること。

第二十七条 登校の節は必ず制服、制帽を着用し、病気でやむを得ない場合は学監の許可をえて暫くの間不着用を認める。

第二十八条 事由なく欠席、遅刻、早退をしてはならない。やむを得ず欠席、遅刻する場合は、必ず前もって休みの願いを提出する、あるいは事後に保証人がその旨を知らせること。早退する時は教員あるいは学監の許可をえること。

第二十九条 師長(教師)の許可なく私に集会をもつてはならない。

第三十条 住居は、寄宿舎の外には自宅、近親者、親友の家に限ること。

第十章 賞 罰

第三十一条 品行端正、成績優良で、他の学生の模範となるものには特別の優待をするものとする。

第三十二条 本院は教育上やむを得ざる時は、左の諸法により学生に懲戒を科すものとする。

- 一、訓 斥 (訓戒)
- 二、立 正 (忠誠を誓う)
- 三、貶 位 (降格)
- 四、記 過 (過失を記録し譴責する)
- 五、停 学
- 六、革 除 (除籍)

第三十三条 本院の器具、什器を毀損したものは、その価格にしたがい弁償するものとし、状況を斟酌し相当なる罰を科する。

第三十四条 左記の各号のひとつに該当する学生には退学を命ずる。

- 一、身体が虚弱で学業成就の見込みのないもの。
- 二、品性が不良でその改悛の見込みのないもの。
- 三、連続二回留年をし、なお合格しないもの。
- 四、本院の名譽を損なう行いをしたもの。
- 五、譴責が六回に至ったもの。
- 六、正当な事由なく一月以上欠席したもの。
- 七、信頼できる保証人がなく、費用を一ヶ月滞納したもの。

附 則

第三十五条 上記以外の各規定は別にこれを定める。

職 教 員 姓 名		
名 譽 校 長	曾 任 吉 林 省 長 翰 林	郭 宗 熙
監 督	東 京 高 等 師 範 学 校 卒 業	江 藤 榮 吉
教 務 主 任 兼 教 員	東 京 高 等 師 範 学 校 卒 業	張 庭 芝
庶 務 主 任 兼 教 員	京 都 帝 国 大 学 卒 業	藤 江 眞 文
学 監 兼 教 員	直 隸 高 等 師 範 学 校 卒 業	成 培 咨
教 員	直 隸 高 等 学 堂 卒 業 北 洋 大 学 堂 予 科 卒 業 廩 饈 生	王 馨 蘭
教 員	直 隸 高 等 師 範 学 校 卒 業	謝 丕 閣
舎 監 兼 教 員	広 西 優 級 師 範 学 校 卒 業	陳 國 華
教 員	早 稲 田 大 学 卒 業	矢 澤 千 太 郎
教 員	歩 兵 中 尉	松 本 鹿 太 郎
教 員	直 隸 高 等 工 業 学 校 卒 業	陳 璿
教 員	北 洋 大 学 法 科 卒 業	劉 書 城
教 員	直 隸 高 等 工 業 学 校 卒 業	李 秉 鈞
事 務 員 兼 助 教 員	直 隸 商 業 專 門 学 校 卒 業	王 乃 助
事 務 員		孫 秀 山

[*人名は原文の表記とした]

(注) 1912年に公布された「中学校令」の第一条は「中学校以完足普通教育造成健全国民為宗旨」で、まったく同じ文言である。

図書館で使えるデータベース

データベースの紹介(音楽配信サービス)



図書館のホームページからたくさんのオンラインデータベースが利用できます。今回はストリーミング配信されるクラシック音楽を楽しむことができる「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」を紹介します。クラシック音楽のコレクションであるナクソスを自由にストリーミング再生できるインターネット音楽ライブラリーです。7,000人の作曲家、16万曲以上の音源をCD音質で再生可能です。この機会にクラシック音楽に触れてみてはいかがでしょうか。

No	データベース名称	簡単な特徴
1	ナクソス・ミュージック・ライブラリー (NAXOS Music Library) CD 1万枚、35以上のレーベル、16万曲以上の音楽を自由に再生できるインターネット音楽ライブラリーです。クラシック音楽の入門としても、クラシック音楽愛好家にも十分ご活用可能です。	標準でCDと同等の音質(128Kbps)となっていますが、配信音質をネットワーク転送速度に応じて選択ができます。音楽再生にはWindows Media Playerが必要です。曲名やタイトルなど日本語での検索も可能です。

※学内のパソコンからいつでもアクセス可能です。図書館内で試聴する場合はヘッドホンを持ってください。ジャンルや曲名・作曲家名での検索も可能です。

聴きたいCDを選択して再生曲を選ぶだけです。簡単ですよ！